

市第93号議案 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定

横浜市社会教育コーナーは、令和4年3月31日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了します。

公募及び指定管理者選定評価委員会による審査を経て選定された指定候補者を次期指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議案を提出します。

1 横浜市社会教育コーナーの概要

(1) 設置根拠

横浜市教育文化センター条例

(2) 設置目的

市民が生涯にわたり主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、学習や活動を推進するための場や機会を提供するとともに、生涯学習や社会教育の推進に関わる職員の人材育成に取り組むことを目的とする。

(3) 主な業務内容

ア 市民の生涯学習・社会教育の推進

自主事業の企画・実施、情報提供、相談対応、場の提供

イ 生涯学習・社会教育関係職員の人材育成

研修の企画・実施、相談対応

(4) 所在地

磯子区磯子三丁目6-1-1

(5) 施設概要

研修室、アートルーム、トレーニングルーム、スポーツ広場等

(6) 開設年月

昭和57年5月 ※浜小学校東分校跡を再整備

(7) 指定管理

平成18年度から実施（現指定管理者：特定非営利活動法人 横浜市民アクト）



2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（第4期：5年間）

3 指定候補者

(1) 団体名

特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク

理事長 ^{さかもと}坂本 ^{ひさこ}寿子

（磯子区中原四丁目26番27-204号）

(2) 設立目的

夢をかなえて地域でイキイキと暮らしたいと願う人々に対して、学びあいとまちづくりに関する事業を行い、新しい地域コミュニティと仲間づくりを通して社会全体の利益の増進に寄与することを目的に設立。

(3) 設立年月

平成 12 年 5 月

(4) 法人認証

平成 17 年 3 月 「特定非営利活動法人」認証

4 選定の経過等

(1) 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会

【委員長】 入江 ^{いりえ} 直子 ^{なおこ} (神奈川県 名誉教授)

【委員】 飯田 ^{いいた} 妙子 ^{たえこ} (磯子日本語の会 代表)

川野 ^{かわの} 佐一郎 ^{さいちろう} (東京福祉大学 非常勤講師)

小山 ^{こやま} 明枝 ^{あきえ} (税理士法人横浜会計事務所 代表税理士)

竹迫 ^{たかば} 和代 ^{かずよ} (参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーター)

(2) 選定経過

令和 3 年 5 月 14 日 第 1 回選定評価委員会
(公募要項、評価基準等の決定)

令和 3 年 5 月 27 日 公募要項配布開始

令和 3 年 6 月 4 日 現地見学会及び応募説明会 (参加団体数：4 団体)

令和 3 年 7 月 14 日 応募書類の受付締切 (応募団体数：1 団体)

令和 3 年 8 月 24 日 第 2 回選定評価委員会
(書類・面接審査、指定候補者の選定)

(3) 選定結果

満点 875 点中 731 点※ (加減点項目を除く)

※最低基準 (6 割) : 525 点

(4) 主な評価点

- ・法人の理念や基本方針が社会教育コーナーの設置目的に合致している
- ・市民の社会参加を促す取組や地域人材の育成などの事業計画が高く評価できる
- ・社会教育に携わる市職員向け研修や、社会教育士※を目指す人の学びの支援などの実績があり、社会教育のリーダーを育てる力がある

※社会教育士

…国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、与えられる称号。

環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、

人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。